

将来の弁護士任官者を育てる

**新人受け入れ型  
弁護士任官支援事務所  
にご登録を!**

問い合わせ先 ◆ 日弁連法制部法制第一課

TEL:03-3580-9978 FAX:03-3580-9899

# 弁護士任官支援事務所Q & A

■ **Q1** 新人受け入れ型弁護士任官支援事務所とはどのようなものですか。

■ **A1** 弁護士経験5年以上を経た時点で任官することを条件に、修習生もしくは弁護士経験3年未満の弁護士を雇い入れる事務所です。一度弁護士任官支援事務所（新人受け入れ型）に登録いただいた場合、登録辞退の申し出がない限り、弁護士任官支援事務所（新人受け入れ型）として活動していただくことになります。

なお、任官支援事務所には新人受け入れ型のほかに、任官希望者受け入れ型・任官内定者支援型・退官者受け入れ型もあります。詳しくは日弁連のホームページ【[HOME](#) > [日弁連の活動](#) > [司法制度の改革・改善](#) > [弁護士任官の推進（弁護士任官等推進センター）](#) > [任官支援事務所について](#)】をご覧ください。

■ **Q2** 弁護士任官支援事務所と新人等の弁護士とはどのような契約をするのですか。

■ **A2** 将来の任官を条件にする点以外は一般のアソシエイト契約を結んでいただければ結構です。

具体的な執務内容としては、将来の弁護士任官を見据えて、できるだけ多様かつ多数の事件を共同受任するなどの方法で、実務能力（事件処理・解決能力、当事者とのコミュニケーション能力、当事者に対する説得力など）を身につけるべく支援していただくことになります。また、弁護士会活動にも積極的に参加できるようにご配慮いただきます。

1年から2年間執務させた後に、ひまわり公設事務所、スタッフ弁護士、弁護士偏在対応弁護士等として赴任させ、その後貴事務所へ戻って執務させた後、弁護士任官するという形態をとることも考えられます。

■ **Q3** 登録すると任官希望者を採用しなければならなくなるのですか。

■ **A3** もちろん事務所とのマッチングがありますので、必ず任官希望者を採用しなければならないということではありません。しかし、例えば、何人か採用する中から1人でも結構ですので、任官希望者を採用していただくことが望まれます。